

さいたま市 原油価格・物価高騰等対策（設備更新） 補助金のご案内

原油価格・物価高騰への対策に加え、将来的な企業体質強化への備えとして、エネルギーコストの節減に資する設備^{※1}への更新を図ることで、企業活動における資金配分の適正化を支援することを目的とし、市内に拠点を有する中小企業者等（個人事業主含む）に対する補助金の申請を受付します。

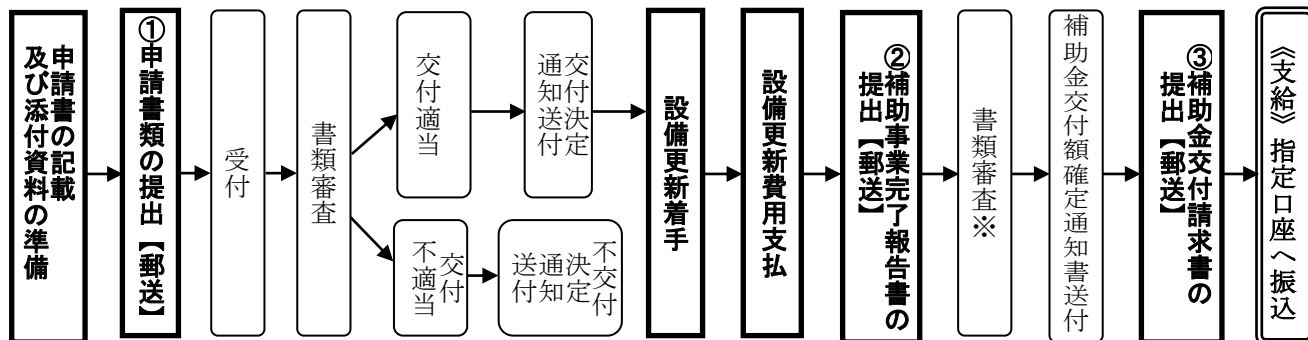
※1 次のいずれかの補助金の支給を受けている又は、支給を受ける予定のある設備は対象外です。

- ・経済産業省資源エネルギー庁による「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」
- ・埼玉県による「CO2 排出削減設備導入補助金」

これらの補助金と重複して支給を受けた場合は、本補助金を返還していただきます。

申請期間：令和4年9月1日（木）から同年10月14日（金）まで【当日消印有効】

手続きの流れ



※疑義が生じた場合は、現地調査等を行う場合があります

■■補助金の不正受給は重大な犯罪です■■

虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正行為により、補助金を受け取った場合は支給を取り消し、補助金は返還していただきます。悪質な場合は、刑事告訴をすることがあります。

<問い合わせ先>

さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金コールセンター

電話番号 048-829-1408（平日8:30～17:30）

対象者

①市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する中小企業者

※中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

〔株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（士業法人を含む）、合資会社、合同会社、特例有限会社〕

②市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する個人事業主（常時使用する従業員の数が上記①と同様の者に限る）

<主な対象外>

- ア 会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人（＝非営利法人等）例）宗教法人、医療法人、社団法人、協同組合、NPO法人など
- イ 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業）
- ウ 反社会的勢力（暴力団員等）
- エ 宗教活動又は政治活動を目的とする者

補助対象事業

市内に所在する事業所への対象設備の更新に係る事業であって、次の条件をすべて満たすもの

○対象設備

固定費削減効果を耐用年数期間にわたり享受していくため、メーカーにおける現行販売製品を対象とします（中古品含む）

種別	基準
LED照明機器	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の蛍光灯式、水銀灯式又は、白熱灯式照明器具を更新するもの ※照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外とします ・固有エネルギー消費効率が85ルーメン/ワット以上であり、LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること
高効率空調設備 (エアコンディショナー) ※固定式	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの ・更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る ・省エネ基準（トップランナー基準）を達成^{※1}するもの又は、メーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が期待できるもの
厨房機器等	<ul style="list-style-type: none"> 業務用冷蔵庫等（冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫） ・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの ・更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る ・省エネ基準（トップランナー基準）を達成^{※1}もの又は、メーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が期待できるもの 業務用厨房機器 ・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの ・更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る ・既存の高効率ではない業務用厨房機器を高効率業務用厨房機器^{※2}へ更新するもの

※1 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた令和4年9月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの

※2 内炎式バーナー又は火炎角度を内向きにした低放射バーナーを搭載したもの、又は、低放射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。）、又は、電磁誘導加熱方式によるもの

○補助金の交付決定後に工事に着手するとともに、令和5年2月28日（火）までに補助事業を完了し、かつ補助事業完了報告書を提出できること

○現に専ら事業の用のみに供する設備であること

※ 店舗兼住宅における空調設備等の更新で、事業所として使用する以外の部分（居住スペース等）へ効果が波及する設備・工事は対象となりません

○経済産業省資源エネルギー庁による「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」又は、埼玉県による「CO2排出削減設備導入補助金」の支給を受けている又は、受ける予定のある設備ではないこと

補助対象経費

経費区分	内 容
設備費	更新に不可欠な設備等の購入に要する経費
工事費	更新に不可欠な工事に要する経費（既存設備の撤去、廃棄処分に係る経費を除く）

○消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めません

補助金額

○補助率：補助対象経費の総額の3分の2以内（千円未満切捨て）

○補助上限：500万円 ※補助申請は1事業者あたり1回限り

申請方法

郵送による申請 ※追跡記録が可能な郵送方法をお勧めします

※消印日等の基準による先着順での受付となります。全ての書類が揃った時点を受付日とします

※書類に不備等がある場合は、全ての書類が揃うまで、受付とはなりません

※補助金の予算額に達し次第、受付を終了とし、同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付となります

※予算残額は、適宜、次のホームページ上でお知らせいたします

<https://www.city.saitama.jp/005/001/002/p089608.html>



●申請書の配布方法

①市ホームページからダウンロード

【検索方法】トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 助成金・補助金 > 「さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金」について

②窓口配布（各区役所情報公開コーナー内）

ホームページはこちら

●必要書類

①様式第1号「さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付申請書」

②添付書類（詳細は「添付書類チェックリスト」をご参照ください）（コピーまたは写真可）

本人確認書類及び、申請者を証する書類（法人のみ）、継続して1年以上の事業実績を証する書類、市内の事業所を証する書類、設備に係る書類、誓約と承諾に係る書類

<申請書類の郵送先> 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所経済局商工観光部産業展開推進課 さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金係 行

補助事業内容に変更が生じた場合

更新する設備の内容、設備費、工事費等に変更が生じた場合は、内容変更等承認申請書の提出が必要となる場合がありますので、**変更前にお問い合わせください**

※補助金交付決定額の変更を伴う変更や、更新する設備の種類の変更、また補助事業を中止する場合は、必ず内容変更等承認申請書の提出が必要となります

※補助金の内容変更等承認を受けずに補助事業を進めた場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください

※補助事業内容の変更により補助金交付決定額を増額することはできません

補助事業完了後

「補助事業完了報告書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて補助事業の完了日から30日以内もしくは令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに郵送により提出してください

※補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用しポイント等が付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払い時にポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減算し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません

※期限までに提出されない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります

※「補助事業完了報告書」が提出された後、書類審査を実施します。書類審査にて疑義が生じた場合は、現地調査等を行う場合があります。

※書類審査後、「補助金交付額確定通知書」を送付しますので、その後「補助金交付請求書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて提出してください

添付書類

①申請書提出時

- ・（法人）申請者を証する書類（登記簿謄本又は法人登記情報等）
（個人事業主）本人確認書類（運転免許証又は健康保険証等）
- ・継続して1年以上の事業実績を証する書類
（法人）確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書
（個人事業主）確定申告書又は、売上帳簿及び、許認可証の写し等）
- ・市内の事業所を証する書類（不動産登記簿謄本又は、固定資産税評価証明書等及び、建物の外観の写真）
- ・設備に係る書類（更新する設備の見積書、設備の仕様がわかる書類等、更新前の既存設備の設置写真等）
- ・誓約と承諾に係る書類（誓約書、誓約及び承諾書（申請者が貸主であった場合））
- ・添付書類チェックリスト

②補助事業完了報告書提出時

- ・設備を納品、工事等により更新し、その明細がわかる納品明細書、工事完了明細書等の書類
- ・支払いを証する書類（預金通帳等の写し）
- ・更新した設備の仕様等が分かる書類（カタログ等）
- ・更新した設備の設置写真等

③補助金交付請求書提出時

- ・補助金交付額確定通知書の写し
- ・振込先口座が分かる書類（通帳の口座情報の記載ページの写し等）

送付ラベル（切り取って使用して下さい。）

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所経済局商工観光部産業展開推進課 さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金係 行